

平成24年度

包括外部監査結果報告書

「一般会計における補助金及び交付金の事務の執行について」

(概 要)

平成25年 2 月

下関市包括外部監査人

税理士 山田 忠美

第一章 包括外部監査の概要

第1. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件(テーマ)

1. 選定した特定の事件

一般会計における補助金及び交付金の事務の執行について

2. 監査の対象部局

上記特定の事件に関連する部局

3. 監査の対象期間

平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4. 選定の理由

補助金や交付金は、一般的には特定の事業・研究等を育成・助長するために地方公共団体が公益上必要と認めた場合に対価なくして支出するものである。

補助金や交付金は、対価性がなく、また市の政策的な判断により支出が決定される歳出項目であることから公益性が求められ、真に育成・助長すべき事業等に適切に交付されるべきであり、かつ適正な事務の執行が求められる。

また、昨今、補助金や交付金等の不正受給に関する事件が他の地方自治体において相次いで発覚しており、市民の補助金に関する関心も高い。下関市においても、ここ数年は補助金や交付金以外の支出において、職員の不祥事や法令等に準拠していない不適切な処理が発生しており、補助金や交付金についても内部統制上の問題があることが想定される。

そこで、市の概ねすべての部局で多岐にわたって支出されている補助金及び交付金の事務の執行について、横断的な視点も交え監査を実施する必要性があると判断し、当該事件を監査対象として選定した。

第3. 監査の概要

1. 監査の対象

平成23年度における補助金及び交付金の全件について、監査人作成の調査票様式に基づくアンケートを、監査委員事務局を通じて各部局へ依頼し、補助金及び交付金全件について回答を入手した。そのうち、原則として市独自の財源で3,000千円以上の補助金及び交付金のすべてを対象とし、3,000千円以上の補助金及び交付金がない部局については当該部局で金額が最大のものを監査対象とした。また、市が観光事業を重点施策の一つと位置付けていることに鑑み、観光交流部が所管する補助金及び交付金は金額の多寡にかかわらず全件監査対象とした。

なお、特別会計、企業会計及び学校法人(大学を含む。)に関する補助金及び交付金、並びに前年度の包括外部監査の対象になった部局である福祉部介護保険課、同いきいき支援課、同福祉政策課及び保健部健康づくり課が所管する補助金及び交付金は、監査対象外としている(下表B参照。)

実際の監査対象となった補助金及び交付金の件数及び金額は下表のとおりである。

	件数	金額 (執行額)	金額割合	正味金額割合
A. アンケート回答合計(注)	359件	10,414,940千円	100.0%	
B. 特別会計等対象外	20件	7,390,175千円	71.0%	
C. 差引(A-B)	339件	3,024,765千円	29.0%	100.0%
D. 3,000千円未満等対象外	260件	1,945,690千円	18.7%	64.3%
E. 監査対象(C-D)	79件	1,079,074千円	10.3%	35.7%

2. 監査の視点

以下の基本的な視点の下に監査を行った。

- (1) 補助金及び交付金の交付事務手続の関係法令等への準拠性
- (2) 補助金及び交付金の対象事業の必要性及び合目的性
- (3) 補助金及び交付金の対象事業の公益性
- (4) 補助金及び交付金の事業実施状況の調査等の妥当性
- (5) 補助金及び交付金の支出効果の把握の妥当性

3. 監査の方法

上記「2. 監査の視点」に基づき、以下の手続を実施した。

- (1) 交付要綱・要領等を分析し、交付目的、対象事業、支出費目を確認する。
- (2) 交付申請の内容、審査及びヒアリングの状況を調査し、要綱・要領で定める事業及び組織が補助対象になっているかを確認する。
- (3) 必要な書類はすべて徴求され、定められた審査・確認が行われているかを確認する。
- (4) 補助事業の趣旨に沿った算定方法がとられているかを検討する。
- (5) 補助金額が定められた算定方法によって計算されていることを確認する。
- (6) 補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているかを検討する。
- (7) 補助金交付先の補助に係る経理は適切かを確認する。
- (8) 補助金実施報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切かを確認する。
- (9) 補助金実施報告書に対する審査方法、補助金交付先への指導、監督方法を確認する。
- (10) 補助事業の効果測定方法並びに分析及び評価方法を確認する。
- (11) 補助金の評価結果に対する今後の対応方法を確認する。

4. 監査実施者

包括外部監査人	税 理 士	山田 忠美
外部監査人補助者	公認会計士	丹田 啓一
同	税 理 士	石光 孝英
同	税 理 士	江原 義和
同	税 理 士	松井 重人
同	公認会計士	中尾 英紀
同	税 理 士	村田 鮎子
同	公認会計士	山田 康雄

5. 監査の実施期間

平成24年4月1日から平成25年1月31日まで

6. 利害関係

包括外部監査人及び外部監査人補助者は、いずれも包括外部監査の対象とした事件につき地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第二章 監査の結果：指摘事項及び意見(共通事項)

第1. 共通指摘事項

共通指摘事項①：補助対象事業の公益性について

公益性の観点から、補助対象事業に補助金を交付することが必要か否か検討すべき事例が見受けられた。

個別事案としては、自衛隊父兄会補助金がある。

【指摘事項】

補助対象事業に補助金を交付することが公益性の観点から必要か否か再度検討すべきである。

なお、公益性の考え方は例えば以下のような観点を考慮すべきである。

- 「交付要綱」等で目的が明文化されていること。
- 目的の内容が具体的かつ明瞭に記載されていること。
- 市の政策目的に合致していること。
- 補助金等支出の効果が測定できるように目標設定が行われていること。
- 受益者が特定の者に偏らず市民の間に不公平が生じないこと。

共通指摘事項②：補助金交付先の財政状態・資金状況を勘案した補助金額の妥当性について

交付先によっては、現預金保有残高及び繰越金の状況から判断して、補助金の交付自体が適当であるか、また、補助金額が妥当であるか疑念がある。

個別事案としては、下関市快適環境づくり推進協議会補助金、体育協会育成業務補助金、第84回選抜高等学校高校野球大会出場補助金、遠洋漁業振興対策費補助金などが挙げられる。

【指摘事項】

交付先の財政状態・資金状況を勘案して、補助金の必要性の有無及び補助金額の算定を検討することが必要である。

共通指摘事項③：実績報告の適正性について

補助金交付申請者の実績報告において、明らかに適正でない事例が見受けられた。

個別事案としては、下関市地域スポーツ活動振興業務補助金、下関観光コンベンション協会補助金、遠洋漁業振興対策費補助金、政務調査費などが挙げられる。

【指摘事項】

原因は様々ではあるが、主として、実績報告書の具体的な作成指針がないこと、作成指針がある場合であっても抽象的で具体性に欠ける点、交付申請者への指導監督が不十分な点等が考えられる。

以上の点を踏まえ、交付要綱等の改善、交付先への指導監督の強化が必要である。

共通指摘事項④：審査に係る内部統制機能の強化について

有効な審査が実施できていなかった事例がある。個別事案としては、下関市文化事業費補助金、保育所地域活動事業費補助金、下関市地域スポーツ活動振興業務補助金、遠洋漁業振興対策費補助金などがある。

また、交付要綱に交付先の適格性に関する規定がないため、市税を滞納している者に補助金を交付していた事例がある。個別事案としては、下関市留学生住居費助成金がある。

主な原因としては、交付要綱の曖昧さ、審査担当者の会計に関する知識の欠如、補助金及び交付金を所管する部局の審査体制の不備等といった内部統制の整備・運用上の不備が考えられる。

【指摘事項】

審査に係る組織の内部統制機能の強化が必要である。そのためには、審査担当者が有効な審査を実施できるよう交付規則や交付要綱等の整備が必要である。加えて、担当者の審査能力の研鑽が必要である。

共通指摘事項⑤：審査日程について

運用マニュアルでは、会計年度所属区分による確認月日として以下のように規定している。

補助事業等の完了後に支出する補助金の会計年度所属区分は、市が履行を確認した日の属する年度になります。このため3月31日までに履行確認をし、検査証明しなければなりません。
--

下関市では、補助事業の実績報告書が提出され、その内容を審査し、適合すると認められた日を「市が履行を確認した日」と捉え、実務上の処理を行っている。

運用マニュアルに従えば、継続的な事業の内、実績報告書が3月31日に提出された場合、実績報告の審査を同日に終了しなければ、年度内予算での補助金の交付ができないことになる。

現状においては、年度末を終期とした継続的な事業の補助金について、実績報告書收受日、実績内容の確認・補助金額の確定日及び補助金額確定通知書の通知日が文面上すべて3月31日付となっている。そのため補助事業等の履行確認に関する一連の事務処理が年度末に集中的に行われているように見えるが、現実的には1日で処理をすべて完了させることは不可能である。

なお、下関市観光振興対策補助金交付要綱第7条では、「事業実施者は、補助対象事業を完了したときは、その完了した日から起算して30日を経過した日までに、(略)補助金実績報告書(略)を市長に提出しなければならない」旨規定しているが、観光事業に係る事務処理は運用マニュアルに従って上記と同じ審査日程となっている。

【指摘事項】

- (i) 実績報告書の收受日等、補助金の交付手続に関する書類の日付を実際の日付とすべきである。
- (ii) 十分な審査を実施する時間が確保できるよう、審査の完了期限を年度末日後一定の期間内とする旨を補助金等交付規則(共通指摘事項⑥参照)で明文化するとともに、運用マニュアルの規定を同規則に即した内容に改定すべきである。

共通指摘事項⑥：補助金等に関する基本方針の策定について

下関市では、市全体として補助金等を包括的に制定している条例や規則がない。

各補助金等には交付要綱が規定されているが、交付要綱は、個別の補助金等について交付目的、定義、交付の申請や決定等の事務手続について記載されているものの、補助金等の公益性、効率性、公平性、優先性、必要性などの考え方や、市の施策との関連性、補助金等自体の存続や効果の程度の検討に関する項目といった基本方針となるものは規定されていない。また、交付要綱は、補助金等を所管している各部局で改定できるものであり、その運用は各部局によってまちまちとなっている。

他方、各補助金等の交付要綱では終期を定めているものは1割程度、効果が測定されているものは2割弱と少なく、補助金等の存続の必要性の検討や効果の測定を十分に活かした見直しを実施されていない。

【指摘事項】

補助金等が市の施策との関連性の観点から効果的・効率的に使用されるべく、補助金等の交付に関する事務の取り扱いについて基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算執行の適正化を図ること及び補助金等の見直しを目的とした補助金等交付規則を制定し運用すべきである。

なお、他の共通指摘事項や共通意見を踏まえて、補助金等の交付に関する事務の取り扱いを包括的に定めた補助金等交付規則として制定すべき事項としては「補助金等の交付の前提となる考え方」及び「補助金等の見直しの考え方」に関する項目が考えられる。

(補助金等の交付の前提となる考え方)

- 補助金等の交付は、客観的に公益上必要であると認められること。
- 効果が広く市民に行き渡り、特定の者の利益のみとならないこと。
- 市及び市民にとって真に補助すべき内容であること。
- 補助団体等の補助金等に関する会計処理が適切であり、補助金等の使途が明確であること。
- 補助対象事業に係る決算書のみでなく、交付先の決算書の提出を補助金額の確定通知後であっても義務付けること。
- 補助の対象となる経費を明確にすること、及び交際費等公益的事業に直接関係しない経費については対象としないこと。
- 補助対象経費については、原則として領収書等の証憑の提出を義務付けること。
- 類似の補助金等や同一団体等への重複補助の有無を確認し、事務の簡素化と補助金等の効果を上げるために重複している補助金等の整理統合を検討すること。
- 原則として補助金等の限度額を設定すること。
- 原則として定期的に見直しを行うこと。
- 原則として終期の設定をすること。

(補助金等の見直しの考え方)

- 運営費補助(団体を運営するための経費に対する補助)、事業費補助(特定の事業を行うための経費に対する補助)といった区分に、市の財政上の区分等を加味した分類を行い、効果の測定や見直しを容易にすること。
- 市全体で補助金等を一元的に管理・運用すること。
- 補助金等の交付の前提となる考え方、及び補助金等の分類ごとの性質を総合的に勘案して補助金等の必要性を審査すること。

第2. 共通意見

共通意見①：補助対象事業、対象経費及び補助割合の明確化について

補助金額の算定に関して、具体的な記載がない事例がある。

個別事案としては、観光事業に関する補助金では、補助金額の算定を「補助対象事業の実施に要した経費の額以内」としている。

そのため、実際の決定は、前年度実績や当年度予算を踏まえたものであり、透明性・客観性を欠いている。

【意見】

補助金額が妥当かどうかを具体的に判断できるよう、交付要綱において補助金額の算定方法をより具体的に規定することが望ましい。

共通意見②：補助金の支出効果の測定について

補助金交付による効果の測定が実施されていない事例が散見される。この結果、補助金の見直しがなされず、長年硬直的に補助金が交付されている。

個別事案としては、下関市文化事業費補助金、下関市公衆浴場確保対策事業補助金、観光事業に関する補助金などがある。

【意見】

補助金交付当初の目的が達成されたか否か、補助金の見直しが必要か否かという判断を行うためにも、客観的な効果測定を行うのが望ましい。

なお、効果の測定・検証にあたっては、以下のような観点を考慮するのが望ましい。

- 補助金の支出効果が測定できるように、申請時に具体的な目標を設定させ、その目標との対比で効果の測定・検証を行うこと。
- 効果を検証した結果、問題点を把握し、廃止・見直し・継続の検討を行うこと。
- 補助団体等に対する補助金のみならず他の支出も含めた観点で、効果測定を行うこと。

共通意見③：補助対象支出中の消費税等相当額の取り扱いについて

監査の結果、補助対象支出中の消費税等相当額の減額・返還に関する取り扱いが交付要綱で記載されているものが散見されるものの、ほとんどの交付要綱にはその記載がなかった。担当者に質問した結果、要綱に記載があるものについて、趣旨や記載の経緯に関して理解が及んでいなかった。

～補助金を使用して消費税法上課税取引を行った場合の留意点～

消費税等の課税事業者が、補助金を国または地方自治体から交付を受けながら、他方でその対象経費中の消費税等相当額を消費税等の算定において仕入控除税額として取り扱うことは、消費税等相当額に関して補助と還付の二重の受給となる。補助事業者が実質的に負担しない消費税等相当額に対して補助金を交付することは適切ではない。

なお、消費税等相当額の返還に関する規定が記載されている交付要綱には以下のような事例がある。

(参考)

「下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱」より抜粋

(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条

補助事業者は、補助事業の完了後に消費税等の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には消費税等に係る仕入控除税額の確定報告書(略)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合において、補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

【意見】

交付要綱上で消費税等相当額を減額・返還する旨の記載が必要か否か検討することが望ましい。

共通意見④：第三者機関による評価制度の導入について

監査を実施した結果、全体的に補助金等の必要性の検討や効果の測定が十分に活かされているか疑問である。また、補助金等の廃止の判断を含む補助金等の見直しの仕組みを整備し、運用を行ったとしても、内部評価のみでは、十分な実効性が確保されない懸念がある。

【意見】

補助金等の客観的な見直しを実効性のあるものにするために、市民の目線を意識した、有識者等から構成される第三者機関による評価制度を導入することが望ましい。

第三章 監査の結果：指摘事項及び意見(個別事案)

監査対象とした補助金のうち、指摘事項又は意見のあったものは下表のとおりである。
監査対象の補助金79件について、指摘事項又は意見が付記される補助金は44件であった。

	部局名	補助金名称	指摘事項又は意見										
			公益性 補助対象事業の公	申請 交付等の 手続	金額の 妥当性 補助	交付先 の財政 状況	補助 金額の 算定の 適切性	実績 報告の 適正性	審査 報告・ 指導 監督の 適切性	効果 の測定	審査 日程	消費税 の取扱い に	
1	総合政策部	下関市中山間地域重点プロジェクト推進事業補助金											意見
2	総合政策部	下関市留学生住居費助成金		指摘						意見			
4	総務部	下関市自衛隊父兄会補助金	指摘										
5	市民部	下関市文化事業費補助金					指摘		指摘	意見	指摘		意見
9	福祉部	私立保育所運営費補助金								意見			
12	福祉部	保育所地域活動事業費補助金							指摘	指摘			
14	福祉部	平成23年度なかへ学院児童養護施設整備費補助金		指摘									
15	保健部	下関市休日等急病対策業務費補助金						意見					
16	保健部	下関市二次病院輪番制運営費補助金							意見			指摘	
17	保健部	産科医等確保支援事業補助金								意見			
19	保健部	下関市快適環境づくり推進協議会補助金			指摘		指摘						
20	保健部	下関市公衆浴場確保対策事業補助金								意見	意見	意見	
21	環境部	下関市再資源化推進事業奨励金		意見									
22	観光交流部	長府観光協会補助金						意見			意見		
23	観光交流部	吉田観光協会補助金						意見			意見		
24	観光交流部	馬関まつり補助金						意見			意見		
25	観光交流部	しものせき海峡まつり補助金						意見			意見		
26	観光交流部	維新・海峡ウォーク補助金						意見			意見		
27	観光交流部	海水浴場施設整備費補助金						意見		指摘	意見		
29	観光交流部	海峡花火大会補助金						意見		指摘	意見		

			指摘事項又は意見									
			益補 助性 対象 事業 の公	準 申 請 交 付 等 の 手 続	金 額 の 妥 当 性	交 付 先 の 財 政 状 況	適 切 性 の 算 定 の	実 績 報 告 の 適 正 性	適 切 性 ・ 指 導 監 督 の	効 果 の 測 定	審 査 日 程	つ 消 費 税 の 取 扱 い に
	部局名	補助金名称										
30	観光交流部	しものせき観光キャンペーン事業助成金					意見			意見		
31	観光交流部	海峡のまち下関歴史ウォーク補助金					意見			意見		
32	観光交流部	下関観光コンベンション協会補助金					意見	指摘	指摘	意見	意見	
33	観光交流部	下関市地域スポーツ活動振興業務補助金				意見	意見	指摘	指摘			
34	観光交流部	下関市スポーツ少年団育成業務補助金				意見		意見				
35	観光交流部	体育協会育成業務補助金				指摘			指摘			
38	観光交流部	第84回選抜高等学校高校野球大会出場補助金				指摘	指摘					
39	産業経済部	下関市商工会補助金					意見		意見		意見	
43	産業経済部	企業立地促進奨励金				意見						
48	産業経済部	森林整備地域活動支援交付金事業費補助金										意見
50	産業経済部	遠洋漁業振興対策事業費補助金				指摘		指摘	指摘		指摘	
51	産業経済部	種苗放流事業費補助金										意見
52	産業経済部	魚さい処理安定化促進事業費補助金				意見						
53	建設部	私道舗装等工事費補助金										意見
54	都市整備部	下関市街なみ整備助成事業補助金										意見
56	菊川総合支所	下関市地域スポーツ活動振興業務補助金				意見	意見	指摘	指摘			
59	豊田総合支所	豊田防犯推進協議会補助金							意見			
60	豊田総合支所	下関市地域スポーツ活動振興業務補助金				意見	意見	指摘	指摘			
65	豊浦総合支所	下関市地域スポーツ活動振興業務補助金				意見	意見	指摘	指摘			
66	豊浦総合支所	下関市観光振興対策事業補助金					意見			意見		
70	豊北総合支所	下関市観光振興対策事業補助金					意見		意見	意見		
72	豊北総合支所	下関市地域スポーツ活動振興業務補助金				意見	意見	指摘	指摘			
78	教育委員会教育部	下関市指定文化財保護事業補助金				意見						
79	議会事務局	政務調査費				指摘		指摘	意見			

下関市の財政に影響があると考えられる指摘事項があった個別事案のうち、主なものは以下のとおりである(「包括外部監査の結果報告書」より指摘事項部分のみ抜粋。)

個別事案12：保育所地域活動事業費補助金

1. 概要

(1) 事業概要

部局名・課所室名	福祉部 こども育成課					
根拠法令要綱等	下関市私立保育所地域活動事業費補助金交付要綱					
補助金等の交付先	社会福祉法人専立寺保育園他 19 件					
始期／終期	始期 平成 16 年度 / 終期 なし					
補助金等の負担金額 (単位：千円)	補助金額				うち、国・県からの負担額 (平成 23 度決算)	
	平成 21 年度決算	平成 22 年度決算	平成 23 年度決算	平成 24 年度予算	国庫補助金	県補助金
	5, 126	5, 091	4, 855	6, 600	—	—

(2) 目的・趣旨等

①目的・趣旨

多様化する保育需要に積極的に対応するため、保育所を地域に開かれた社会資源として、専門的機能を地域住民のために活用し、地域の需要に応じた幅広い活動を実施することに対し、当該補助金を交付することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

②算定根拠

補助対象事業は、世代間交流等事業、異年齢児交流事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業、及び保育所体験特別事業の 4 事業である。

また、補助金基準額は 1 事業当たり 200 千円とし、基準額未滿で実施した場合は当該事業の実施に要した経費とする。

2. 監査の結果

(1) 審査及び指導監督の適切性について

交付要綱第 6 条では、「市長は、(略)実績報告書の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、当該実施保育所に通知する」旨の規定があるが、審査は提出を受けた書類の記載上の整合性や記載の仕方について実施されているものの、補助対象経費の内容については、領収書との照合等は実施されていなかった。

また、保育所によっては事業計画書と全く同一の内容の実績報告書を提出してきていたところもあった。

そのため、各保育園から市に提出された実績報告の信頼性に疑義が生じたため、平成

23年度の補助金の交付先全件について経費に係る領収書及び実績報告書を閲覧した。その結果、下記【指摘事項】に記載しているような不適切な事例が発見された。

【指摘事項】

補助金が適切に使用されるためにも、領収書やより詳細な事業活動結果記録を提出させ、合わせて適正な内容の実績報告書を提出するよう指導監督すべきである。また、提出された資料と実績報告書の内容を照合する等、実質的な審査を実施すべきである。

また、交付金額が過大になっている部分については、補助金の返還を求めるべきである。補助金の返還請求を行うべき対象は以下のとおりである。

交付先	内容	対象金額
A保育園	保護者会の収支対象に含まれている経費について補助対象経費として請求していた。また、実施計画書には記載していたが実際には実施しなかった事業に係る経費を補助対象経費として請求していた。本来補助対象経費とはならないこれらの金額が返還対象となる。	71,210円
B保育園	保護者会の収支対象に含まれている経費について補助対象経費として請求していた。本来補助対象経費とはならない金額が返還対象となる。	78,968円
C保育園	講演の講師に対するタクシー代について、補助対象事業とは異なる領収書を添付していた。当初申請していた金額と本来の金額との差額が返還対象となる。	2,475円

(2) 実績報告の適正性について

交付要綱に記載されている補助対象経費が明確でないため、実績報告の内容にバラツキが生じている事例が見受けられた。

- 入園式、運動会、夏祭り等の恒例事業に付随して実施されていた事業が含まれていた。これらの行事については、補助対象事業に係る経費のみならず、恒例行事に係る経費についても補助対象経費として補助金が交付されていると考えられるものがあった。
- 運動会で使用する太鼓や音響機器といった園の備品と考えられるものや、音楽CDのように複数の事業又は複数年にわたって使用できるものが含まれていた。
- もちつき時の役員弁当代、夏祭り時の夜食と思われる弁当代といったものや、運動会時の景品(運動会に参加した保護者向け)という名目でビール類が経費に含まれているものがあった。
- 通常の勤務時間外に事業を行ったとして保育園の職員の残業手当相当の人件費を補助対象経費として申請している園もあった。

【指摘事項】

補助対象経費として社会通念上相当と認められる支出に限定する旨の規定を設けるとともに、具体的な補助対象経費を判断する上で有用なガイドラインを設けるべきである。

個別事案35：体育協会育成業務補助金

1. 概要

(1) 事業概要

部局名・課所室名	観光交流部 スポーツ振興課					
根拠法令要綱等	体育協会育成業務補助金交付要綱					
補助金等の交付先	下関市体育協会					
始期／終期	始期 昭和 47 年度／ 終期 なし					
補助金等の負担金額（単位：千円）	補助金額				うち、国・県からの負担額（平成 23 年度決算）	
	平成 21 年度決算	平成 22 年度決算	平成 23 年度決算	平成 24 年度予算	国庫補助金	県補助金
	5,874	5,713	5,606	4,936	—	—

(2) 目的・趣旨等

①目的・趣旨

当該補助金は、市民体育の普及及びアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、もって本市の競技スポーツ推進に寄与することを目的とする体育協会育成のため交付されるものである。

②算定根拠

体育協会育成業務(体育協会事務費・体育事業奨励費・体育事業費)を実施するに当たり要する経費のうち、予算の範囲内において、市長が別に定めるものとする(交付要綱第3条)。

③下関市体育協会と下関市との関連性

平成 23 年度下関市体育協会決算書によれば、収入金額合計 8,999 千円のうち、下関市からの補助金(5,606 千円)及び委託金(232 千円)の合計額が 5,838 千円となっており、下関市から收受している収入金額が全体の 64.9%となっている。

また、下関市体育協会役員には、会長として市長が就任しており、また理事の一人としてスポーツ振興課の課長が就任している。

2. 監査の結果

(1) 交付先の財政状態等を勘案した補助金額の妥当性について

補助対象事業である体育協会育成業務を実施するに当たり要する経費は、下関市体育協会の一般会計の区分に含まれている。一方で、下関市体育協会は一般会計に係る決算書のみを提出しており、運営基金(特別会計)に係る決算書は提出していなかった。そこで、平成19年度以降の運営基金の決算書を徴求し閲覧した結果、収支を一致させるため、資金が運営基金より一般会計に対して繰り出されていた。従って、下関市体育協会の財政状態は、一般会計及び運営基金を一体として捉えて判断する必要があると考えられる。

また、一般会計において次年度繰越金は生じていなかったものの、運営基金には自動販売機手数料等の安定した収入があり、繰越金が生じていた(平成23年度次年度繰越金6,514千円)。

【指摘事項】

審査担当者は、下関市体育協会の一般会計に係る決算書のみならず運営基金に係る決算書も提出を求め、下関市体育協会全体の繰越金等を考慮して補助金の額を見直すべきである。

(2) 補助金交付先に対する指導監督の適切性について

運営基金(特別会計)の決算書を徴求し閲覧した結果、自動販売機手数料が収入金額に計上されていた。自動販売機手数料は物品販売業に該当し、法人税法に規定する収益事業に該当するが(法人税法第2条第13号・第4条第1項)、税務申告をしていなかった。また、上記概要の(2)③に記載しているとおり、下関市体育協会は市との一定の関連性があるにもかかわらず、審査担当者は適正な税務申告を行うよう指導していなかった。

【指摘事項】

審査担当者は、下関市体育協会に対して適正な税務申告を行うよう指導すべきである。(参考)

監査の実施期間中において、税務申告を行うよう審査担当者を経由して指導した。その結果、下関市体育協会は、平成24年9月7日に過去5期分の期限後申告を行った。

なお、各年度の所得は以下のとおりである。

平成19年度	1,229千円
平成20年度	1,040千円
平成21年度	914千円
平成22年度	829千円
平成23年度	747千円
合計	4,761千円

また、納付すべき本税額は5期分の法人税、住民税及び事業税を合計して1,686千円であった。

第17. 議会事務局

個別事案 79：政務調査費

1. 概要

(1) 事業概要

部局名・課所室名	下関市議会事務局 庶務課					
根拠法令要綱等	地方自治法第100条第14項 下関市議会政務調査の交付に関する条例 下関市議会政務調査費の交付に関する規則 政務調査費の手引き					
補助金等の交付先	下関市議会各会派（一人会派を含む）					
始期／終期	始期 平成13年度／ 終期 なし					
補助金等の負担金額（単位：千円）	補助金額				うち、国・県からの負担額（平成23年度決算）	
	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度予算	国庫補助金	県補助金
	21,348	19,886	18,919	20,400	—	—

(2) 目的・趣旨等

①目的・趣旨

政務調査費は、地方自治法第100条第14項及び下関市議会政務調査費の交付に関する条例に基づき、下関市議会の市政に関する調査研究に資するため、必要な経費の一部として会派[所属議員が一人の場合も含む(以下「会派」という。)]に対して交付されるものである。

②算定根拠

会派所属議員一人当たり、月額50,000円

50,000円×12カ月×34人=20,400,000円

政務調査費の手引き(以下「手引き」:平成20年3月5日 会派会長会議承認済)では、政務調査費の使途基準項目別の内容は以下のように示されている。

科目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、宣伝するために要する経費
広聴費	会派が住民からの市政、会派の政策等に対する要望及び意見を聞くための会議等に要する経費
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
その他の経費	会派の行う調査研究活動で複数の使途基準項目に該当する経費やこれ以外の経費で会派の行う調査研究活動に要する経費

また、過去3年度の全会派の合算の収支報告書は以下のとおりである。

(単位：円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
研究研修費	553,140	1,011,151	1,704,075
調査旅費	11,444,980	7,283,273	6,237,832
資料作成費	1,319,407	2,412,721	1,450,805
資料購入費	1,343,946	1,563,444	1,675,075
広報費	3,124,247	2,796,579	3,385,879
広聴費	93,300	724,783	201,999
人件費	—	50,000	480,000
その他の経費	3,566,579	4,046,104	3,848,234
計	21,445,599	19,888,055	18,983,899

2. 監査の結果

監査を実施した結果、発見された指摘事項は以下のとおりである。なお、支出伝票を閲覧して発見された個別の補助対象経費に係る指摘事項については、当個別事案の末尾に一覧で記載している。

(1) 市政報告等配布物(資料作成費・広報費・広聴費)

①按分負担に関して

政務調査費の補助対象経費となる市政報告については、手引き上、政党活動、選挙活動、後援会活動に関するものについて禁止されている。しかしながら、禁止事項と思われる文書表現があるにもかかわらず、全額が補助対象経費とされている市政報告が散見された。

【指摘事項】

市政報告の発行者に対して、内容に応じた合理的な按分に基づいた会計処理を行うよう徹底させるべきである。

②政務調査費で作成した旨の記載について

手引きでは、市政報告には政務調査費で作成した旨の記載が必要となっているにもかかわらず、その旨が記載されていなかった事例が散見された。

【指摘事項】

手引きに従い市政報告に政務調査費で作成した旨を記載させるべきである。

(2) 政務調査費の目的に適合しない支出について(費目全般)

各会派の支出伝票を通査したところ、政務調査費の目的に適合しないと推測される支出を補助対象経費として計上しているものがあつた。

例) 書籍、ソフトウェア、事務用品、寄付金付き葉書のうち寄附金相当分

【指摘事項】

政務調査費の目的に適合しない支出に関しては、補助対象経費に含まれないため、返還請求すべきである。

(3) 親族及び同族企業に対する支出

①親族の雇用について(人件費)

諸事情により、平成22年度及び平成23年度において、議員の実姉の人件費を政務調査費として計上している会派があつた。手引きでは「議員の配偶者、親族(概ね3親等以内)及び生計を一にする者」の人件費の計上を禁止している。

【指摘事項】

現行の手引きでは、身内への人件費(平成23年度:480,000円、平成22年度50,000円)は認められないため、全額を返還請求すべきである。

なお、今後は議員の身内への人件費を補助対象経費とすることにつき考慮すべき事情があれば、透明性を高めるために一定の指針を手引きに規定すべきである。

(4) 調査旅費

①二重計上について

調査旅費に関して二重計上している会計処理があった。

【指摘事項】

明らかに会計処理の誤りであるため、当該支出に関しては返還請求すべきである。

23年度指摘事項

科目	会派	件名	支出金額 合計(円)	内容	指摘事項
資料 購入費	A派	〇〇保育園視察	1,470	書籍『ゼロから始める玄米生活』を購入していたが、領収日付は前年度であった。	本来、平成22年度の政務調査費として処理されるべきであった。
	D派	書籍購入費	1,260	書籍名『教科書は「天皇」と「自衛隊」をどう教えているか』を購入していたが、当該書籍は市政とは直接関連が無いと考えられる。	市政との関連の程度が明確でなければ支出額のうち対応が不明確な部分を返還請求すべきである。
広報費	A派	市政報告印刷代	50,000	政務調査費として支出し制作した市政報告にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
			45,000	政務調査費として支出し制作した市政報告にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
		市政報告印刷代	45,000	政務調査費として支出し制作した市政報告にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
	B派	〇〇下関発行政策	21,473	①政務調査費として支出し制作した配布物にその旨の記載が無かった。 ②特定の政党に関連した『〇〇新聞』購読のお願いが記載されていた。	①今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。 ②政務調査費で制作した配布物については市政に関連の無い新聞購読の記載等は行わないよう徹底すべきである。
	C派	切手代	1,000	東日本大震災寄附金付の100円切手を10枚購入していたが、100円のうち20円は寄附金相当額であり、政務調査費とは認められない。	寄附金相当額(20円×10枚)の支出額を返還請求すべきである。
	D派	会派報印刷代	17,520	『〇〇新聞』(A議員市政報告)に市政以外の内容も掲載していたが、全額を政務調査費としていた。	他の会派は自ら一部の自己否認を行っており、支出額のうち政務調査に要しないと考えられる部分を返還請求すべきである。
		地区公聴会案内郵送代	1,000	東日本大震災寄附金付の100円切手を10枚購入していたが、100円のうち20円は寄附金相当額であり、政務調査費とは認められない。	寄附金相当額(20円×10枚)の支出額を返還請求すべきである。

科目	会派	件名	支出金額 合計(円)	内容	指摘事項
人件費	G派	(空欄)	480,000	議員の実姉の人件費を政務調査費として計上していた。手引では、「議員の配偶者、親族(概ね3親等以内)及び生計を一にする者」の雇用経費は禁止している。	手引きに基づき、身内への人件費480,000円全額を返還請求すべきである。なお、今後は議員の身内への人件費を補助対象経費とすることにつき考慮すべき事情があれば、透明性を高めるために一定の指針を手引きに規定すべきである。
その他の経費	C派	HP管理料(2月分)	27,300	HP利用料2月分及び市政報告作成に関する支出であったが、市政報告資料に政務調査費で制作した旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
		(空欄)	33,075	市政報告作成に関する支出であったが、市政報告資料にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
		(空欄)	42,000	市政報告作成に関する支出であったが、市政報告資料にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。

22年度指摘事項

科目	会派	件名	支出金額 合計(円)	内容	指摘事項
調査 旅費	A派	全国市議 会議長会 研修 フォーラ ム参加	33,038	22年10月20日から21日の間の大分市への旅費等であるが、他の支出伝票と重複して計上されていた。	同一内容の政務調査費を二重に計上しており、重複分全額を返還請求すべきである。
		中核市サ ミット参 加	75,030	22年10月28日から29日の間の郡山市への旅費等であるが、他の支出伝票と重複して計上されていた。	同一内容の政務調査費を二重に計上しており、重複分全額を返還請求すべきである。
資料 作成 費	C派	市政報告 印刷代、 封筒印刷 代	301,350	①政務調査費として支出し制作した市政報告にその旨の記載が無かった。 ②市政報告に選挙支援要請の文言が記載されていた。	①今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。 ②手引きでは選挙活動に関する広報紙の発行は禁止されており、政務調査に要しないと考えられる記載部分の金額を返還請求すべきである。
		市政報告 討議資料 作成	26,775	政務調査費として支出し制作した市政報告にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
		議会報告 書 (13,000 部)	88,725	政務調査費として支出し制作した市政報告にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
広報 費	A派	新聞作成 費	82,490	①政務調査費として支出し制作した『〇〇新聞』2種類に政務調査費で制作した旨の記載が無かった。 ②『〇〇新聞』に選挙支援要請の文言が記載されていた。	①今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。 ②手引きでは選挙活動に関する広報紙の発行は禁止されており、政務調査に要しないと考えられる記載部分の金額を返還請求すべきである。
		新聞作成 費	60,000	政務調査費として支出し制作した『〇〇新聞(選挙報告)』は選挙結果(得票数)に関する内容のお知らせ3万枚の作成に関する支出であり、当該支出は政務調査ではなく選挙活動と言える内容であった。	手引きでは選挙活動に関する広報紙の発行は禁止されており、全額を返還請求すべきである。
		市政報告 印刷代	120,000	政務調査費として支出し制作した市政報告にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
		報告新聞 代	99,754	政務調査費として支出し制作した新聞にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。

科目	会派	件名	支出金額 合計(円)	内容	指摘事項
広報費	B派	H P 管理料	31,500	政務調査費として全額計上されていたが、支出対象となっているH Pを閲覧したところ、議員の個人的色彩が濃い内容であった。	市政との関連の程度が明確でなければ支出額のうち対応が不明確な部分を返還請求すべきである。
		〇〇発行政策	50,443	①政務調査費として支出し制作した配布物にその旨の記載が無かった。 ②特定の政党に関連した〇〇新聞購読のお願いが記載されていた。	①今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。 ②政務調査費で制作した配布物については新聞購読のお願いといった市政に関連の無い記載を行わないよう徹底すべきである。
	C派	議員活動報告用ハガキ代	10,000	政務調査費として支出し制作した配布物に1月30日の市議会議員選挙に係る支援要請の文言があり、選挙活動に該当すると内容と考えられる。	手引きでは選挙活動に関する広報紙の発行は禁止されており、選挙活動に該当する部分についての取り扱いは注意すべきである。
	F派	市議会だより9月号作成費用	257,250	政務調査費として支出し制作した配布物にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
		市議会だより10月号作成費用	334,084	政務調査費として支出し制作した配布物にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
		「市民要求アンケートの報告」冊子作成代	176,400	政務調査費として支出し制作した配布物にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
広聴費	A派	郵送料	68,900	政務調査費として支出し制作した配布物に政務調査費で制作した旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
人件費	G派	(空欄)	50,000	議員の実姉の人件費を政務調査費として計上していた。 手引では、「議員の配偶者、親族(概ね3親等以内)及び生計を一にする者」の雇用経費は禁止している。	手引きに基づき、身内への人件費50,000円全額を返還請求すべきである。 なお、今後は議員の身内への人件費を補助対象経費とすることにつき考慮すべき事情があれば、透明性を高めるために一定の指針を手引きに規定すべきである。
その他の経費	C派	事務用品(コード)	2,940	AVコード3本を計上していたが、政務調査に直接要しないと考えられる。	政務調査に直接要しない支出であり、全額を返還請求すべきである。
		インターネットドメイン使用料(H P用)	3,360	政務調査費として支出しインターネットドメイン使用料に関連するH P上において市政報告が行われていたが、政務調査費で制作した旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
			3,360		
			3,360		
		3,360			
		市政報告資料作成費	63,000	政務調査費として支出し制作した市政報告にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。

21年度指摘事項

科目	会派	件名	支出金額 合計(円)	内容	指摘事項
研究 研修 費	A派	(空欄)	3,000	特定の団体へ会費として支出された金額が計上されていた。	手引では、任意団体の会費は支出できない旨規定されており、全額を返還請求すべきである。
	C派	第6回市 町村議会 議員研修 会 (5/19・ 20)会費 他	26,640	日当(2,000円×2)をもらいながら昼食代も別途請求していた。	一般的に、出張においては昼食代は各自が負担することから、昼食代相当額は返還請求すべきである。
資料 作成 費	A派	ソフト購 入	20,475	『顧客王』というソフトウェアを購入していたが、政務調査との関連の程度が不明確であった。	政務調査に要したが市政との関連の程度が明確でなければ支出額のうち対応が不明確な部分を返還請求すべきである。
		市政報告 印刷代	100,000	政務調査費として支出し制作した市政報告にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
	C派	書籍代 (『人は 「話し 方」で9 割変わ る』)	840	書籍『人は「話し方」で9割変わる』を購入していたが、政務調査に直接要するための支出とは判断できなかった。	政務調査に直接要しない費用であり、全額を返還請求すべきである。
広報 費	A派	広報紙印 刷代	280,000	政務調査費として支出し制作した配布物にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
	B派	広報誌作 成	73,878	政務調査費として支出し制作した広報誌について、第45回衆議院選挙のお知らせが紙面の4分の1を占めていた。	支出額のうち政務調査に直接要しない部分を返還請求すべきである。
	E派	B4コ ピー用紙 購入	7,968	政務調査費として支出し制作した配布物にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。
			7,470		
			7,470		
F派	市議会だ より(6 月号)作 成費用	584,010	政務調査費として支出し制作した配布物にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。	
	市議会だ より(12 月号)作 成費用	301,512	政務調査費として支出し制作した配布物にその旨の記載が無かった。	今後、政務調査費で制作した旨を記載するよう徹底すべきである。	
その 他の 経費	C派	ガソリン 10月分	6,594	実際の領収金額は5,958円であり、値引分636円を過大計上していた。	政務調査費として過大に請求していた金額を返還請求すべきである。